

都市計画の図書縦覧(2件)	1091
県営住宅の入居者の募集	1092
平成14年9月1日執行予定の長野県知事選挙の立候補手続等に関する説明会	1094
平成14年9月1日執行予定の長野県議会議員補欠選挙の立候補手続等に関する説明会	1094
正 誤	1095

規 則

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年7月29日

長野県知事職務代理者
長野県副知事 阿 部 守 一

○長野県規則第46号

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和57年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第11条中「又は第6項」を削る。

別表第1中

12	結婚資金	配偶者のない女子が扶養している児童の婚姻を証する書類
13	児童扶養資金	(1) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第6条第1項の規定による認定を受けたことを証する書類 (2) 前年(1月から7月までの月分の貸付金の貸付けを受けようとする場合は、前々年)の所得証明書

を

12	結婚資金	配偶者のない女子が扶養している児童の婚姻を証する書類
----	------	----------------------------

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年8月1日から施行する。

(特例児童扶養資金)

2 この規則による改正後の母子及び寡婦福祉法施行細則第2条、第4条、第5条、第10条から第12条まで、第15条から第17条まで、第18条第1項、第19条及び第20条の規定は、児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第207号)附則第4条第1項に規定する特例児童扶養資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

左 欄	中 欄	右 欄
第2条	法第10条第1項	児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第207号。以下「改正政令」という。)附則第4条第1項
	その他別表第1に掲げる	及び児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第6条第1項の規定による認定を受けていることを証する
第4条	第2条又は前条	母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則(平成14年長野県規則第46号。以下「改正規則」という。)附則第2項において準用する第2条

	法第10条及び法第11条	改正政令附則第4条第1項
	当該申請者又は申請団体	当該申請者
第5条	前条	改正規則附則第2項において準用する第4条
	申請者又は申請団体	申請者
第10条	政令第12条	改正政令附則第4条第10項において準用する政令第12条
第11条	政令第7条第5項	改正政令附則第4条第5項
第12条	政令第15条	改正政令附則第4条第10項において準用する政令第15条第1号又は第2号
第16条	政令第18条	改正政令附則第4条第8項
第17条	政令第16条	改正政令附則第4条第10項において準用する政令第16条
第18条第1項	法第10条第1項	改正政令附則第4条第1項
	者(当該母子福祉資金貸付金が配偶者のない女子が扶養している児童の修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金である場合にあつては、当該配偶者のない女子とし、その者の死亡したときは、当該就学し、知識技能を習得し、就職し、又は入学した者とする。以下第20条において同じ。)	者
第19条第1項	者(連帯して債務を負担する借主を含む。)	者
第19条第2項	前項	改正規則附則第2項において準用する第19条第1項
	母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者の死亡については、連帯して債務を負担する借主、同居の親族又は保証人とし、連帯して債務を負担する借主の死亡については、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者、同居の親族	同居の親族

第20条第2項

前項

改正規則附則第2項において準用する第20条第1項

(事務処理規則の一部改正)

3 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の6の(6)のイのウ中「認定」を「認定(児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第207号)附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる児童扶養資金に係るものを含む。(ウ)から(キ)までにおいて同じ。)」に改め、同ウのウ中「受理」を「受理(母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則(平成14年長野県規則第46号)附則第2項において準用する場合を含む。(キ)から(ク)までにおいて同じ。)」に改め、同ウを同エとし、同イの次に次の事項を加える。

ウ 児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令の規定に基づく次の事項

(ア) 附則第4条第1項の規定による資金の貸付け

(イ) 附則第4条第1項の規定により貸し付けた貸付金に係る償還金の徴収(督促状発送後の徴収事務に限る。(キ)において同じ。)

(ウ) 附則第4条第5項の規定による据置期間の延長

(エ) 附則第4条第6項の規定による貸付けの停止の認定

(オ) 附則第4条第8項の規定による償還金の支払猶予

(カ) 附則第4条第10項において準用する母子及び寡婦福祉法施行令第15条の規定による一時償還の請求

(キ) 附則第4条第10項において準用する母子及び寡婦福祉法施行令第16条の規定による違約金の徴収

別表第3の3中「及び同(6)のア」を「並びに同(6)のア並びにウの(ア)及び(イ)」に改める。

青少年家庭課